

1. 豊かな自然環境と共生するまちづくりのために

ここ数十年の気候変動や国際化は、人間の生活や自然の生態系に対して危機的な影響を与えている。そのため、環境省においては2002年に新・生物多様性国家戦略を策定し、国としては、2005年（平成17年）に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）を施行した。本法の外来生物とは、海外から移入され日本の生態系に被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種のことである。例えば、特定外来生物（植物）のオオキンケイギクについては、県内及び近隣の自治体でも規制や防除について、住民への理解促進に取り組んでいる状況にあるが、本町もそのような施策は必要と考える。

第五次開成町総合計画の第5章には「自然が豊かで環境に配慮するまち」を掲げ、その基本方針は、貴重な水や緑を守り育てながら、自然と共生し、自然と融合したまちづくりを進めます。また、町民一人ひとりが環境に対する正しい知識や情報を身に付けることができるよう、環境学習を推進します。とある。

そこで、次の項目について問う。

- ① 「特定外来生物（植物）」の防除対策は。
- ② 「環境防災フェア」または「エコひろば」の充実策は。